

第82号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

第83号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

区長、副区長および教育長の期末手当の支給月数を品川区特別職報酬等審議会の答申のとおり改定する。

2 改正の内容

期末手当の引き下げについて

	現 行	①令和3年度	②令和4年度以降
6月期	1.68月	1.68月( - )	1.625月(△0.055)
12月期	1.68月	1.68月( - )	1.625月(△0.055)
3月期	0.25月	0.14月(△0.11)	0.25月( - )
合 計	3.61月	3.50月(△0.11)	3.50月(△0.11)

3 施行期日

上記表「①令和3年度」の施行期日については公布の日

上記表「②令和4年度以降」の施行期日については令和4年4月1日

新旧対照表

○品川区長および副区長の給与および旅費条例

【第1条による改正】

新	旧
(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては <u>100分の14</u> 、6月および12月に支給する期末手当においては100分の168とする。 (第3項省略)	(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては <u>100分の25</u> 、6月および12月に支給する期末手当においては100分の168とする。 (第3項省略)

【第2条による改正】

新	旧
(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては <u>100分の25</u> 、6月および12月に支給する期末手当においては <u>100分の162.5</u> とする。 (第3項省略)	(期末手当) 第6条 (第1項省略) 2 支給月数は、3月に支給する期末手当においては <u>100分の14</u> 、6月および12月に支給する期末手当においては <u>100分の168</u> とする。 (第3項省略)

【改正付則】

新	旧
付 則 <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u>	

新旧対照表

○品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例

【第1条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)                      第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の14</u>、6月および12月に支給する場合においては100分の168を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。                      (第1号から第3号まで省略)                      (第2項省略)</p>	<p>(期末手当)                      第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月および12月に支給する場合においては100分の168を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。                      (第1号から第3号まで省略)                      (第2項省略)</p>

【第2条による改正】

新	旧
<p>(期末手当)                      第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月および12月に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。                      (第1号から第3号まで省略)                      (第2項省略)</p>	<p>(期末手当)                      第6条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の14</u>、6月および12月に支給する場合においては<u>100分の168</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。                      (第1号から第3号まで省略)                      (第2項省略)</p>

【改正付則】

新	旧
<p><u>付 則</u>                      この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>	

総務委員会資料

令和3年11月29日

総務部総務課

写

令和3年11月1日

品川区長  
濱野 健 様

品川区特別職報酬等審議会

会 長 大 山 忠 一

品川区議会議員ならびに品川区長、副区長および教育長の  
期末手当の支給月数について（答申）

令和3年11月1日付品総総発第85号により意見を求められたことにつ  
いて、別紙のとおり答申します。



# 答 申

## 1. はじめに

本審議会は、令和3年11月1日、品川区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、品川区長から区議会議員ならびに区長、副区長および教育長（以下「特別職等」という。）の期末手当の支給月数について諮問を受けた。

本審議会は、諮問に基づき、それぞれの委員が区民の代表としての自覚と責任をもって、その信頼に応えるべく、広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場から率直に意見を交換し、慎重に審議を行った。

審議にあたっては、国や都、特に特別区における特別職等の期末手当の現況や一般職の給与改定の状況等を考慮しながら検討を行い、次のような結論を得たものである。

## 2. 品川区の財政状況について

品川区の財政状況は、令和2年度普通会計決算から見ると、実質収支35億549万円の黒字、実質収支比率は3.4%と、適正な水準が維持されている。

また、実質公債費比率はマイナス4.5%、経常収支比率77.8%といずれの指標も適正水準を維持している。地方債現在高は106億3,439万円で、昨年度より約3億円の減少、一方、積立金は821億6,330万円で、前年度より約149億円の減少となっている。これらの数値および指標より品川区は、引き続き健全財政を維持しているといえる。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、法人収益に直結する企業の景況は厳しい状況が続き、特別区民税や都区財政調整交付金など、区の歳入に多大な影響が見込まれるため、より一層、創意工夫を凝らし、効果的・効率的な行財政運営を推進していくことが求められている。

### 3. 一般職の給与および特別職等の期末手当の改定の状況について

一般職の給与改定としては、令和2年に特別区人事委員会から期末勤勉手当支給月数0.05月の引き下げの勧告があり、勧告どおり実施された。令和3年度については、期末勤勉手当支給月数が0.15月の引き下げとなり、勧告どおり実施される見込みである。

一方、区議会議員の報酬ならびに区長、副区長および教育長の給料については、令和2年は一般職の状況を踏まえ据え置かれたが、特別職等の期末手当については、令和2年11月に改定された。

### 4. 他区の特別職等の期末手当について

それぞれの区が独自性を持って、その特徴を生かしつつ施策を推進しているところであるが、特別職等の期末手当を検討するにあたり、その沿革や都区財政調整制度等を鑑み、他区との均衡も念頭におく必要がある。

現在、多くの区が特別職報酬等審議会の開催を準備しており、そのうち14区で特別区人事委員会勧告に準拠、または一部準拠した改定を予定している。

23区内における、年収ベースの順位は現状で区長が11位、議員が17位といずれも中位から下位にある。

### 5. 特別職等の期末手当の適正な支給月数について

特別職等の期末手当については、令和2年に0.04月の引き下げを行った。一般職も令和2年に0.05月の支給月数の引き下げを行い、令和3年度は0.15月の支給月数の引き下げを行う見込みである。

以上の状況を総合的に勘案し、慎重に審議した結果、特別職等の期末手当は、一般職の期末・勤勉手当改定に概ね連動していることより、令和3年の一般職の期末手当支給月数を特別職等にあてはめ、0.11月分引き下げることが妥当であるとの結論に達した。

ただし、品川区職員の期末勤勉手当の支給月数引き下げについては、職員団体と交渉中であるため、職員の期末勤勉手当引き下げ月数が変更となった場合には、職員と同一の改定率とすることが妥当である。

## 6. 改定する期末手当支給月数について

本審議会は、次のとおり特別職等の期末手当支給月数を改定することが適当であるとの結論に達した。

特別職等の期末手当支給月数

(現行 3.61月 改定後 3.50月 -0.11月)

## 7. 実施の時期について

特別職等の期末手当の改定の実施時期については、一般職員の実施時期と均衡を図って速やかに実施することが望ましい。

## 8. おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、特別職等の期末手当の支給月数について以上のとおり答申する。

特別職等の報酬などは、その役割や職責の重さなどに見合ったものであると同時に、区民の理解を得られるものでなければならない。

これまでの改定の経過や社会経済情勢等への配慮、23区内における年収ベース順位、一般職の給与改定の状況を考慮し、慎重に審議を行った結果、総合的な判断として今回の結論に至ったものである。

品川区は引き続き健全財政を維持しているが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響等による先行き不透明な社会経済情勢における厳しい財政運営が見込まれる中、より効果的・効率的な区政運営と円滑な議会運営を通じ、区民福祉の一層の向上のため、引き続き精励されることを切望するものである。



品川区特別職報酬等審議会

会 長	大 山 忠 一
副 会 長	内 野 滋 雄
委 員	馬 越 浩 明
委 員	島 敏 生
委 員	島 崎 妙 子
委 員	小 路 良
委 員	丹 治 勝 重
委 員	土 屋 智 英 子
委 員	戸 田 達 夫
委 員	野 村 良 治
委 員	廣 瀬 隆 博
委 員	松 浦 啓 雄
委 員	松 尾 光 惠